

わりましちんぎん 6. 割増賃金



計算のしかた (例)

- ※ 早出・残業手当（超勤手当）
1日8時間を超えて働いたとき、時間給の2割5分増以上となる。
- ※ 深夜労働手当
午後10時～翌朝5時までの間労働したとき、深夜手当として、時間給の2割5分増以上となる。
- ※ 深夜残業手当の出る場合
定時から継続して残業したとき、午後10時～翌朝5時までの深夜分は5割増となる。

(例) 賃金日額10,000円の場合

$$10,000\text{円} \div 8\text{時間} = 1,250\text{円} \text{ (時間給)}$$

(早出・残業・深夜の単価)

$$1,250\text{円} \times 1.25 = 1,563\text{円}$$

(残業が深夜に及ぶ場合)

$$1,250\text{円} \times 1.5 = 1,875\text{円}$$



割増賃金早見表

(単位 : 円)

賃金日額	時間給	早出・残業・深夜		深夜に及ぶ残業	
		30分	1時間	30分	1時間
8,500	1,063	665	1,329	797	1,594
9,000	1,125	704	1,407	844	1,688
9,500	1,188	743	1,485	891	1,782
10,000	1,250	782	1,563	938	1,875
10,500	1,313	821	1,641	985	1,969
11,000	1,375	860	1,719	1,032	2,063
11,500	1,438	899	1,797	1,079	2,157
12,000	1,500	938	1,875	1,125	2,250
12,500	1,563	977	1,954	1,172	2,344
13,000	1,625	1,016	2,032	1,219	2,438
13,500	1,688	1,055	2,110	1,266	2,532
14,000	1,750	1,094	2,188	1,313	2,625
15,000	1,875	1,172	2,344	1,407	2,813

※「深夜に及ぶ残業」とは、定時勤務の後残業して、それが深夜に至った場合に、深夜（午後10時～翌朝5時）勤務に対する割増。最低賃金は7ページをみてください。
(深夜勤務のみの場合は、通常の割増率=25%です)